

## 関税法施行令等の一部を改正する政令案要綱

1. 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（以下「協定」という。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合に必要な締約国原産地証明書等に関する所要の規定を整備することとする。（関税法施行令第61条関係）
2. 協定の規定に基づく関税の緊急措置及び関税割当制度の導入に伴い、当該措置及び制度の対象となる国際約束に当該協定を追加することとする。（関税暫定措置法施行令第19条の2関係）
3. 特恵関税制度について、モンゴルを原産地とする特定の物品を特恵関税の適用から除外することとする。（関税暫定措置法施行令第25条関係）
4. 協定の規定に基づく関税割当制度の導入に伴い、当該制度の対象としている物品を指定することとする。（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令別表第3関係）
5. この政令は、協定の効力発生の日から施行することとする。